料が選挙民に十分に伝わるように，候補者個人とは別に選挙運動を認めるという考え方も生じ得よう。もとより，民主主義社会にとって，多様性は生命線ともいうべきもので，小政党や無所属の者の表現の自由が侵されたり，少数意見が封じられることがあってはならないのは当然であるが，上記の考え方は，議会制民主主義の機能発揮という憲法上の理念に合致する面を有しており，賛否はいずれにしても，一定の合理性が認められる一つの考え方として成り立ち得ると思われるのである。

しかして，この考え方に立った場合，上記のような選挙運動を認める政党等の要件をどのようなものとするか，その程度を具体的にどのようなものとするかについても，合理性を是認し得ないほどに候補者間の平等を害しない範囲内においてではあるが，やはり立法裁量が認められるといえる。結局，問題の核心は，本件の選挙運動上の差異が，裁量の範囲を超えるほどの不平等であるかどうかである。

そこで，以上の見地に立って現行公職選挙法上の本件の選挙運動上の差異につき検討してみるに，同法86条１項は候補者届出政党の要件を，同法141条２項，142条２項，149条１項，150条１項，161条１項等は候補者届出政党の選挙運動をそれぞれ規定するところ，候補者届出政党の候補者とそれ以外の候補者とで選挙運動上の取扱いの差異は小さいとはいえず，候補者届出政党の要件もより緩やかな定め方もあり得るのではないかとの感もないではない。しかし，前記のとおり，一定の要件を備えた政党（候補者届出政党）に候補者個人とは別に選挙運動を認めること自体は許されるとの考えも一つの考え方として成り立ち得ると解する以上，その前提を重く考えるとともに，候補者届出政党以外の政党等の候補者に選挙運動自体は認められており，その者についての投票のための判断資料たる候補者の適性，政見等に関する情報を得ること自体には特に不足があるとは思われないこと，さらに，候補者届出政党以外の政党等は政治活動を何ら制限されるわけではなくこれを行って支持を拡大し，そのことによって一定数の議員を当選させることに特に支障があるわけではないことなどを考慮すると，合理性を是認し得ないほどに候補者間の平等を害するとまでは評価し得ないと思われるのである。前記のとおり，選挙制度の設計についての立法に広範な裁量が認められることを勘案すると，本件の選挙運動上の差異を規定する公職選挙法の規定は，国会の合理的裁量の限界を超えているということはできず，なお違憲ではないというべきである。

裁判官古田佑紀の意見は，次のとおりである。

私は，結論において多数意見に同調するものであるが，本件選挙当時，本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたということはできないと考える点において，多数意見と見解を異にする。以下，その理由を述べる。なお，引用した当審判例は，いずれも，多数意見においても引用されているものであるので，原則として判決年月日のみを記載する。

１　小選挙区による衆議院議員選挙における「１票の較差」の問題についての私の基本的な考えは平成19年６月13日大法廷判決の補足意見において述べているところであるが，改めて以下の点を述べておく。

いうまでもないが，ある選挙区間の「１票の較差」が２倍であるといっても，１人の選挙人がする投票は飽くまで１票であって，２票あるいは半票を投ずるものではなく，選出する議員は１人であるから，「１票の較差」の実質的意味はその選挙区において１人の議員を選出するに当たっての選挙人１人の有する影響力の差である。私は，選挙が１人の投票によって完結する効果が生じるものではなく，数十万人に上る多数の者の投票の集積により特定の代表を選出するものであることからすれば，「１票の較差」の問題は，実質的には，このような１人１人の選挙人の影響力の差ではなく，例えば，基準選挙人数（総選挙人数を小選挙区議員定数で除したもの。以下同じ。）が30万人であるとした場合に，20万人の者が１人の代表を選出できる選挙区と40万人で１人の代表を選出することになる選挙区とがあるという点にあるというべきであって，過剰代表又は過小代表の問題として，基準選挙人数との較差（基準選挙人数に対する選挙人数の割合）が問題であると考える。この点において昭和51年４月14日大法廷判決における岡原裁判官ほか４裁判官の意見に共感を覚えるものである。

２　次に，投票価値の平等と人口減少地域についての議員定数配分の関係に関するこれまでの当審の判断を見ると，当審は，中選挙区制度当時，「社会の急激な変化や，その一つの現れとしての人口の都市集中化の現象などが生じた場合，これをどのように評価し，政治における安定の要請も考慮しながら，これを選挙区割りや議員定数配分にどのように反映させるかも，国会における高度に政策的な考慮要素の一つである」旨判示し（昭和51年４月14日大法廷判決），現行選挙制度についても，「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし，選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるかという点も，国会において考慮することができる要素というべきである」旨一貫して同様の判示をしている（最高裁判所平成11年（行ツ）第７号事件についての同年11月10日大法廷判決，平成19年６月13日大法廷判決）。これらの判示は，都市部と地方との間における投票価値の較差を問題にする論旨との関係における判断であって，その趣旨は，人口が都市部に集中し，地方の人口が減少する状況がある場合に，国会は，必ずしもそれに対応して厳密に人口比例原則に従って議員定数を配分しなければならないものではなく，都市部と地方のバランスを考慮して地方が大きく減少することがないように議員定数を定めることも一定限度では許されるとするものであることは明らかである。

３　上記判示のような考えは，統治機構としての国会の構成の在り方の観点からして，十分に合理的なものというべきである。国会は国の最も基本的な意思決定機関であり，国が全体として適切な均衡を保ちつつ維持され，発展するためには，国を構成する各地域から見た問題意識や意見が有効，的確に反映されることは極めて重要である。全国を多数の選挙区に細分化する小選挙区制度の下においては，各選挙区の独立性，独自性が希薄であり，より厳格に人口比例原則に従うことが求められることを否定するものではないが，人口比例原則にそのまま従えば，人口密集地帯の議員定数が多数に上る一方，人口減少地域の議員定数はわずかになる可能性があるのであって，そのような場合に，前記の問題意識や意見を有効，的確に反映させることの重要性を考慮して，人口比例に基づく配分比を大きく歪めない範囲で，顕著に少なくなる側の定数を増加させ，両者のバランスを図ることは，政治における妥当性に属する事柄というべきである。

当審は，１人別枠方式に関し，同方式は上記の「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし，選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるか」についての国会の裁量の範囲内の問題として合憲であるとしてきたものであり，その結論を変更すべき理由は認められない。

議員定数の定め方は，過疎問題の個別の解消方策ではなく，そのような問題を含めて国全体としての課題を議論，検討し，解決を図る場である国会をどのように構成するかという問題である。また，議員が全国民を代表する者であるということの意義及び１人別枠方式がこれと矛盾するものではないことは，前掲平成11年11月10日大法廷判決が明確に判示するとおりである。全国民を代表する者としての行動がどのようなものかは具体的，一義的に明らかなわけではなく，議員の行動規範として見たときは理念を示す域を出るものではない。議員が全国民を代表する者とされることを理由に，議員定数について上記のような考慮をする必要性がなく，合理性を欠くというのであれば，「全国民を代表する者」の意義を大きく超える効果を認めるものである上，そのような効果を認めることを相当とする根拠としての具体性，実質性に欠けるといわざるを得ない。

また，１人別枠方式について立法当時から合理性に時間的な限界があるとされていたものではなく，国会審議における内閣総理大臣や所管大臣の説明からすれば，基本的にそれ自体として必要があるとされたものと認められる。１人別枠方式が時間の経過により変更される蓋然性のある政策であるとしても，国の最も基本的な機関である国会の構成に関する基礎的な事項である選挙制度について，明確かつ具体的な事情の変化もないのに合理性が失われるとするのは，相当でない。もっとも，本件選挙当時，最も選挙人数が少ない選挙区を含む高知県においては，各選挙区の基準選挙人数との較差はいずれも0.63未満であり，このような状態が生じることは，小選挙区制度という観点から見ると問題がないわけではない。しかしながら，このような較差が生じる県は少数であり，また，１人別枠方式においても較差が無制約に広がることはなく，仮に本件選挙時において，現行規定により定数が再配分されたとすれば，高知県の定数は１減少して２となり，基準選挙人数との較差は0.93となる一方，東京都については２増加して27となり，上記較差は1.13になる。なお，最も選挙人数の多い選挙区を含む千葉県の県全体についての基準選挙人数との較差を見ると，1.12であるのであって，現実には定数再配分のタイムラグや一つの都道府県内の選挙区割りが較差に影響するところが小さくない。